

## 桶川市手話言語条例に係る施策の推進方針

平成29年 6月 1日

桶川市は手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を深め、これを広く普及するとともに、手話を必要とする市民があらゆる機会に社会参加でき、全ての市民が共生する地域社会を実現するため、次に掲げる施策を推進します。

- 1 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。（条例第5条第1項第1号）
  - (1) 手話の理解や普及のために、市民が手話を学ぶ機会を提供する。
  - (2) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において手話を学ぶ機会を提供する。
  - (3) 事業所等において手話を学ぶ機会を提供する。
  - (4) 手話言語条例に関するリーフレットを作成し、配布する。
  - (5) 広報やホームページ等で手話に関することを広く周知する。
  
- 2 手話による情報の発信及び取得並びに手話を使いやすい環境づくりに関すること。（条例第5条第1項第2号）
  - (1) 市主催の各種行事、市議会等に手話通訳者を配置する。
  - (2) 市主催の各種行事等で手話を紹介する事業を行う。
  - (3) 民生委員・自治会、事業所等にも働きかけ、手話を学ぶ機会を提供し、理解を広める。
  - (4) 災害時の避難所等で、聴覚障害者が安心して情報が得られるよう情報提供の体制作りに努める。
  
- 3 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通支援

の拡充に関すること。（条例第5条第1項第3号）

- (1) 手話通訳設置事業（設置手話通訳者による手話通訳）及び手話通訳派遣事業（登録手話通訳者による手話通訳）を拡充する。
- (2) 手話通訳者研修会の充実を図る。
- (3) 手話通訳者の健康管理（頸肩腕検診の実施等）に努める。
- (4) 手話奉仕員養成講習会の充実を図る。
- (5) 手話通訳者養成講習会を開催するように努める。

#### 4 その他

- (1) 本方針は桶川市障害者計画及び桶川市障害福祉計画と調和するよう努めるものとする。
- (2) 本方針は必要に応じて見直しを行う。